

人材紹介手数料返還に関する取り決め

株式会社プロギーク（以下「当社」という）は、クライアント（以下「甲」という）との間で締結した人材紹介契約に基づき、以下の条件に従い紹介手数料を返還する。

第1条 返還金について

1. 入社後1ヶ月以内の退職
紹介手数料の80%を返還するものとする。
2. 入社後3ヶ月以内の退職
紹介手数料の50%を返還するものとする。
3. 入社後6ヶ月以内の退職
紹介手数料の20%を返還するものとする。
4. 入社後6ヶ月以降の退職
返還金は発生しないものとする。

第2条 返金基準について

紹介した人材が以下の条件を満たす場合、返還金が発生するものとする。

1. 自己都合による退職: 紹介した人材が一定期間内（入社後6ヶ月以内）に自己都合で退職した場合。